

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年 9 月 4 日提出
【計算期間】	第 4 期特定期間 （自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日）
【ファンド名】	人民元建て債券ファンド
【発行者名】	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 数間 浩喜
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【事務連絡者氏名】	野上 英樹
【連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目 2 番16号
【電話番号】	03-5290-3517
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の投資信託証券を主要投資対象とします。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加できます。また、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める当ファンドの商品分類および属性区分は以下の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国 内	株 式
追加型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信 その他資産（ ） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<当ファンドの商品分類の定義>

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産（収益の源泉）	債券	目論見書又は信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年 1 回	グローバル	ファミリーファン ド	あり ()
一般	年 2 回	日本	ファンド・ オブ・ファンズ	なし
大型株	年 4 回	北米		
中小型株	年 6 回	欧州		
債券	(隔月)	アジア		
一般	年12回	オセアニア		
公債	(毎月)	中南米		
社債	日々	アフリカ		
その他債券	その他	中近東		
クレジット属性 ()	()	(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))				
資産複合 ()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注1) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

(注2) ファンド・オブ・ファンズの場合、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資をしますの
で、商品分類表と属性区分表の「投資対象資産」は異なります。

(注3) 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しておりま
す。

< 当ファンドの属性区分の定義 >

項目	該当する 属性区分	内容
投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	目論見書又は信託約款において、主として債券のうち公債、社 債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものに投資する 旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年 4 回	目論見書又は信託約款において、年 4 回決算する旨の記載があ るものをいいます。
投資対象地域	アジア	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が日 本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの をいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関 する規則」第 2 条に規定するファンド・オブ・ファンズをい います。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の 記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないもの をいいます。

当ファンドに該当しない商品分類、属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ
(<http://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

＜ファンドの特色＞

ファンドの目的

投資信託証券を主要投資対象として、信託財産の成長を図ることを目的とします。

ファンドの特色

1

主として「中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券」※等を実質的な主要投資対象とし、信託財産の成長を目指します。

※大半は、香港で発行されており、一般的にそれらは「点心債」と呼ばれています。

※中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。また、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。

◆当ファンドは、UBPインベストメンツが運用する投資信託証券「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」および損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが運用する投資信託証券「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

◆原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」への投資比率を可能な限り高位に保ちます。

◆「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の運用は、投資顧問会社であるUBPインベストメンツが、副投資顧問会社である「ブルーデンス・インベストメント・マネージメント（香港）」へ運用を委託します。

2

人民元高による為替差益と債券投資による運用収益（インカムゲイン・キャピタルゲイン等）の獲得を目指します。

◆上昇期待の強い人民元に投資することで、円安・人民元高による為替差益の獲得を目指します。

◆人民元建て債券に投資を行いインカムゲインの獲得を目指すとともに、信用リスクの改善が見込める企業等の債券にも投資を行うことで、債券価格の上昇によるキャピタルゲインの獲得も目指します。

3

原則、年4回（3、6、9、12月の各5日。当該日が休業日の場合は翌営業日）決算を行い、安定的に分配を行います。

◆分配対象収益が少額の場合は分配を行わないことがあります。

◆将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

UBPインベストメンツについて

- ユニオン バンケール プリヴェ（以下、UBPといいます）の日本拠点
- UBPはスイスを代表する資産運用会社の一つ
- UBPは1969年スイスで設立。グローバルに25拠点を展開
- UBPの運用資産額：約856億米ドル（約8兆4,393億円）
- UBPは世界の個人投資家・機関投資家に様々な運用戦略を提供

（2013年6月末現在）

ブルーデンス・インベストメント・マネージメントについて

- 数少ない中国の債券専門の運用会社
- 2008年設立。香港、深セン、北京、上海にリサーチ・チームをもち、緻密なリサーチを行います。
- 運用資産額は約4.14億米ドル（約408億円）

（2013年6月末現在）

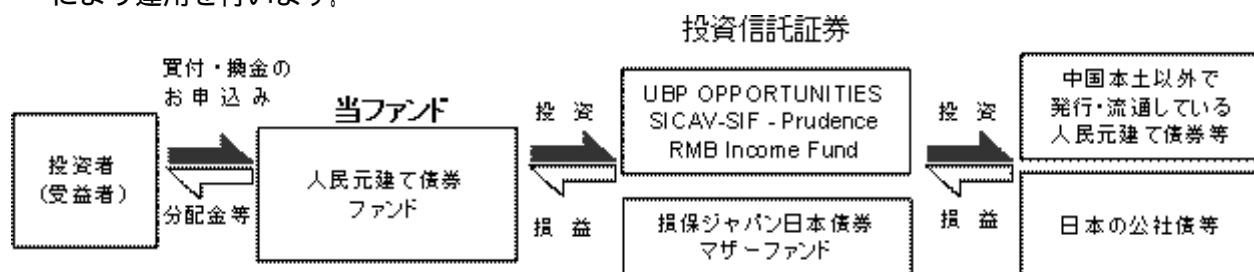
（２）【ファンドの沿革】

平成23年 7月28日 信託契約締結、設定、運用開始

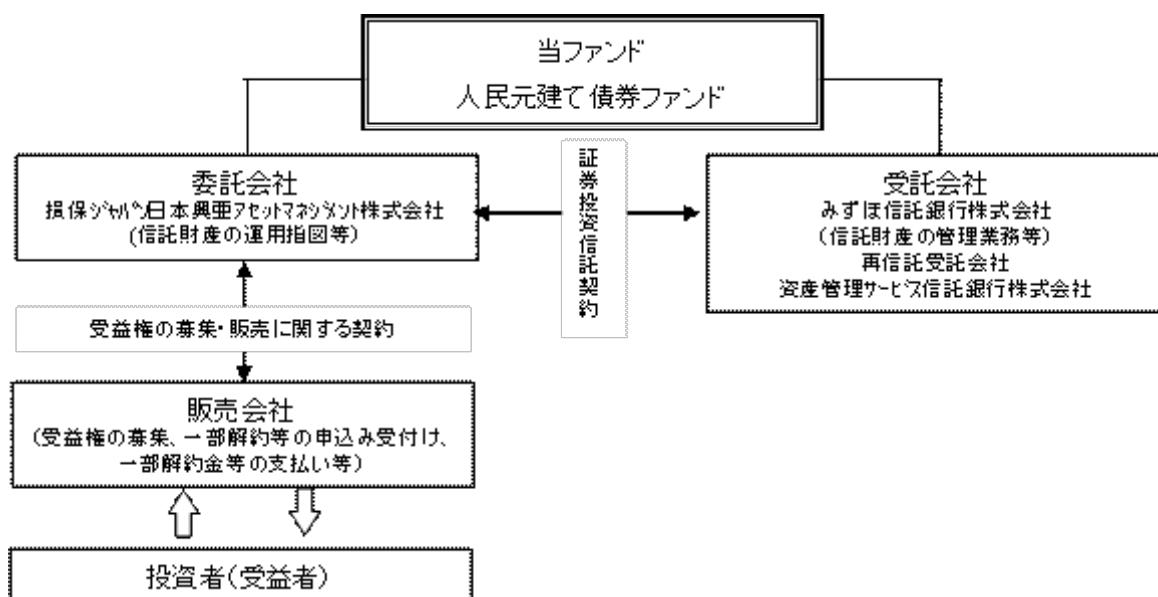
（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは「ファンド・オブ・ファンズ」です。「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、主として複数の他の投資信託（ファンド）を組入れることにより運用を行います。



ファンドの関係法人図



ファンドの関係法人

- （ ）委託会社または委託者：損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、目論見書及び運用報告書の作成等を行います。

- （ ）販売会社

委託会社との受益権の募集・販売に関する契約に基づき、当ファンドの販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、一部解約金・収益分配金・償還金の支払い、取引報告書等の交付等を行います。

- （ ）受託会社または受託者：みずほ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

委託会社との証券投資信託契約に基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金および償還金の交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の処理の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

委託会社等の概況

- （ ）資本金の額 1,550百万円（平成25年6月末現在）

- （ ）委託会社の沿革

昭和61年 2月25日 安田火災投資顧問株式会社設立
 昭和62年 2月20日 投資顧問業の登録
 昭和62年 9月9日 投資一任業務の認可取得
 平成3年 6月1日 プリンソン・パートナーズ投資顧問株式会社と合併し、安田火災プリンソン投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 1月1日 安田火災グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 平成10年 3月3日 安田火災グローバル投信投資顧問株式会社に商号変更
 平成10年 3月31日 証券投資信託委託業の免許取得
 平成14年 7月1日 損保ジャパン・アセットマネジメント株式会社に商号変更
 平成19年 9月30日 金融商品取引業者として登録
 平成22年 10月1日 ゼスト・アセットマネジメント株式会社と合併し、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社に商号変更

()大株主の状況（平成25年6月末現在）

名称	住所（所在地）	所有株式数 （株）	持株比率 （％）
N K S Jホールディングス株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	24,085	100.0

2【投資方針】

(1)【投資方針】

a. 基本方針

当ファンドは、信託財産の成長を図ることを目的とします。

b. 運用方針

投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資態度

() 主として「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」の投資信託証券への投資を通じて、中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券 等への投資を行い、信託財産の成長を目指します。また、「損保ジャパン日本債券マザーファンド」への投資も行います。

大半は、香港で発行されており、一般的に「点心債」と呼ばれています。中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。また、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。

() 原則として、「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」への投資比率は高位を維持することを基本とします。

() 委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

() 資金動向、市況動向、残存信託期間その他特殊な状況等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

() 投資環境によっては、防衛的な観点から委託会社の判断で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

当ファンドの運用目標を達成するため、投資対象ファンドの具体的な投資先を重視して「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」および「損保ジャパン日本債券マザーファンド」を選定しました。

(2)【投資対象】

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- () 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
- イ．有価証券
 - ロ．金銭債権
 - ハ．約束手形

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1．の証券または証書の性質を有するもの
- 3．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
- 4．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、前記3．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。

別に定める投資信託証券とは次の外国投資信託および投資信託の受益証券をいいます。

外国籍投資信託 UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund

親投資信託 損保ジャパン日本債券マザーファンド

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

《主要投資対象の投資信託証券の概要》

ファンド名	UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund
形態	ルクセンブルグ籍外国投資信託 (円建て)
運用の基本方針	主として、中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券 [※] 等に投資し、信託財産の成長を図ることを目的とします。 ※大半は、香港で発行されており、一般的に「点心債」と呼ばれています。中国本土以外の市場で発行される人民元建て債券以外に人民元建て転換社債にも投資する場合があります。又、将来、中国政府によって規制が緩和された場合には、中国本土市場で発行される人民元建て債券等にも投資する場合があります。
主な投資制限	・株式への投資は行いません。 ・有価証券の空売りは行いません。 ・純資産総額の10%を超える借入れを行いません。 ・流動性に欠ける資産への投資は行いません。
決算日	毎年12月31日
信託報酬等	純資産総額に対して年率0.93%(管理報酬等含む) ※ファンドの設立・開示に関する費用等(監査報酬、弁護士報酬等)がかかります。
申込・解約手数料	ありません。
投資顧問会社	UBPインベストメンツ
副投資顧問会社	ブルーデンス・インベストメント・マネージメント(香港)

※当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の名称及びその運用会社の名称等は今後変更となる場合があります。

ファンド名	損保ジャパン日本債券マザーファンド
形態	国内籍親投資信託(円建て)
運用の基本方針	主として、日本の公社債を中心に分散投資を行い、インカムの確保を図るとともに金利低下や格付け上昇に伴うキャピタルゲインの獲得を狙い、NOMURA-BPI総合指数を中長期的に上回る投資成果を目指します。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
設定日	平成12年7月31日
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年7月15日
信託報酬等	ありません。
申込・解約手数料	ありません。
委託会社	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

（３）【運用体制】

（運用体制）

投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。

各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。

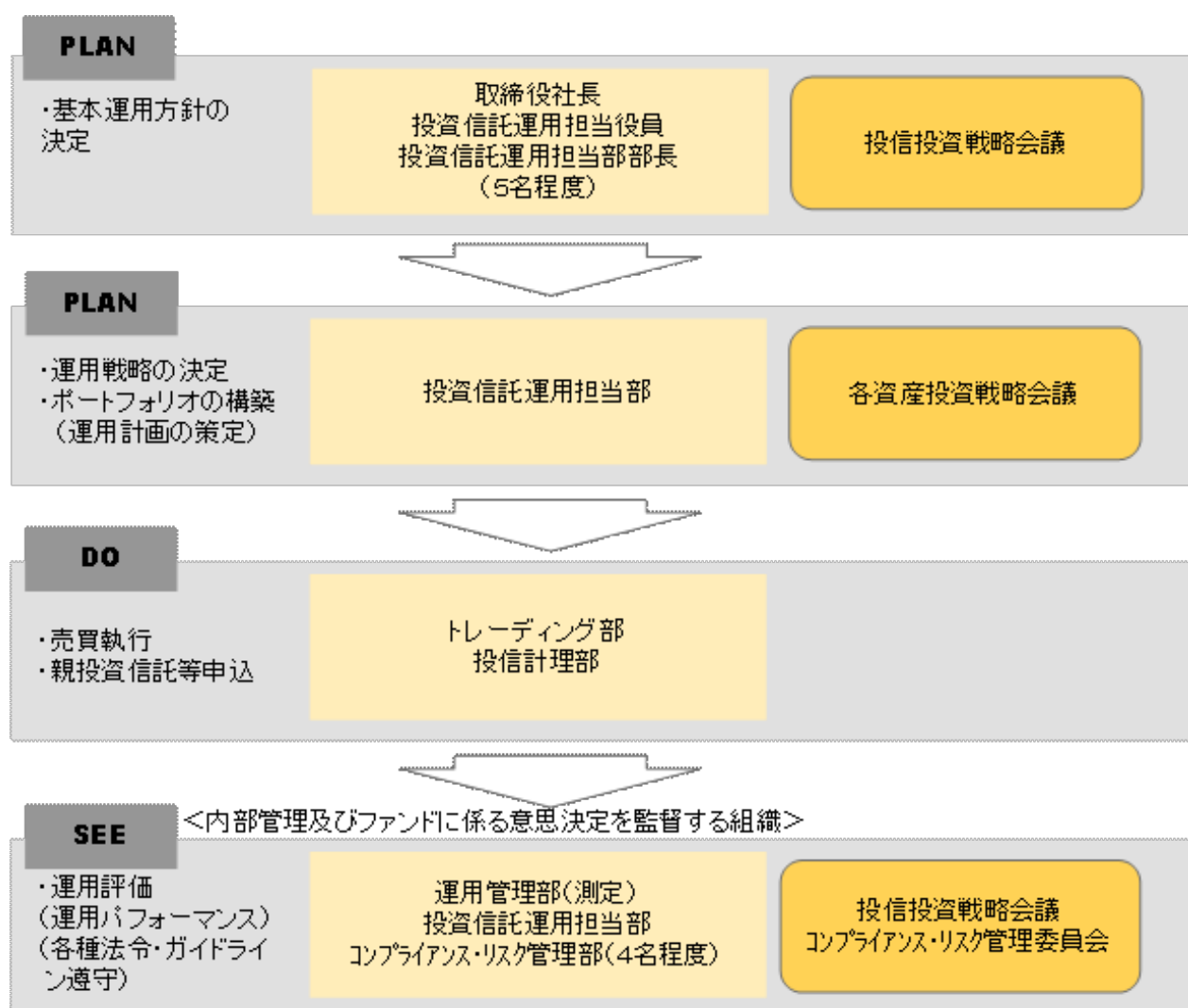
各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。

運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。

（社内規程）

社内規程で当ファンドの「業務マニュアル」を定めている他、有価証券売買の発注先に関する各種規程や「有価証券の自己取引制限に関する規程」、「行動規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の服務規程を定め、法令遵守の徹底、インサイダー取引の防止に努めています。

また、外部委託先の管理体制については、当社が当社以外の者に業務を委託するときの基本事項等を定めた「外部委託管理規程」に従い、定期モニタリング等を実施しています。



※平成25年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

（４）【分配方針】

毎決算時（原則として３月、６月、９月、１２月の各５日。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子、配当収入と売買益（評価損益を含みます。）等の全額とします。

分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

a. 当ファンドの信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

デリバティブの直接利用は行いません。

株式への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該信託財産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約の指図をすることができます。

資金の借入れ

（ ） 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当（一部解約に伴う支払資金の手当のために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

（ ） 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

（ ） 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

（ ） 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

受託会社による資金の立替え

（ ） 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

（ ） 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収

入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

（ ）前記（ ）、（ ）の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

3【投資リスク】

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

<当ファンドの投資にかかるリスク>

価格変動リスク

公社債の価格は、国内外の政治・経済情勢、金融政策等の影響を受けて変動します。一般に、金利が上昇すると、公社債の価格は下落します。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、発行体の倒産や債務不履行等の場合は、公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。また、中国政府による海外への送金規制（海外からの投資規制）や課徴的な税制等の規制の導入、政策の変更等により、為替市場や有価証券市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。

<その他の留意点>

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間にお

けるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

主に香港市場における人民元為替取引は、オフショア人民元（C N H）の換算レートが用いられます。中国本土内外の人民元為替取引は完全に自由化されていないため、C N Hと中国本土のオンショア人民元（C N Y）の為替レートが連動しないことがあり、C N HとC N Yの値動きは乖離する場合があります。

当ファンドは、投資信託証券を通じて中国本土以外で発行・流通している人民元建て債券等を、実質的な主要投資対象としますが、債券の発行・流通市場の需給関係等によっては、組入れに時間がかかることがあります。したがって当ファンドは債券の組入比率が低い状態が続く場合があります。

ファンドに関連する法令・税制・会計等は今後変更される可能性があります。これに伴い、ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

販売会社より委託会社に対して申込金額の払込みが実際になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

委託会社は収益分配金、償還金および一部解約金を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社はお申込代金の預かり等を含む販売について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を負いません。

お申込み、ご換金に関わる留意点

< お申込時 >

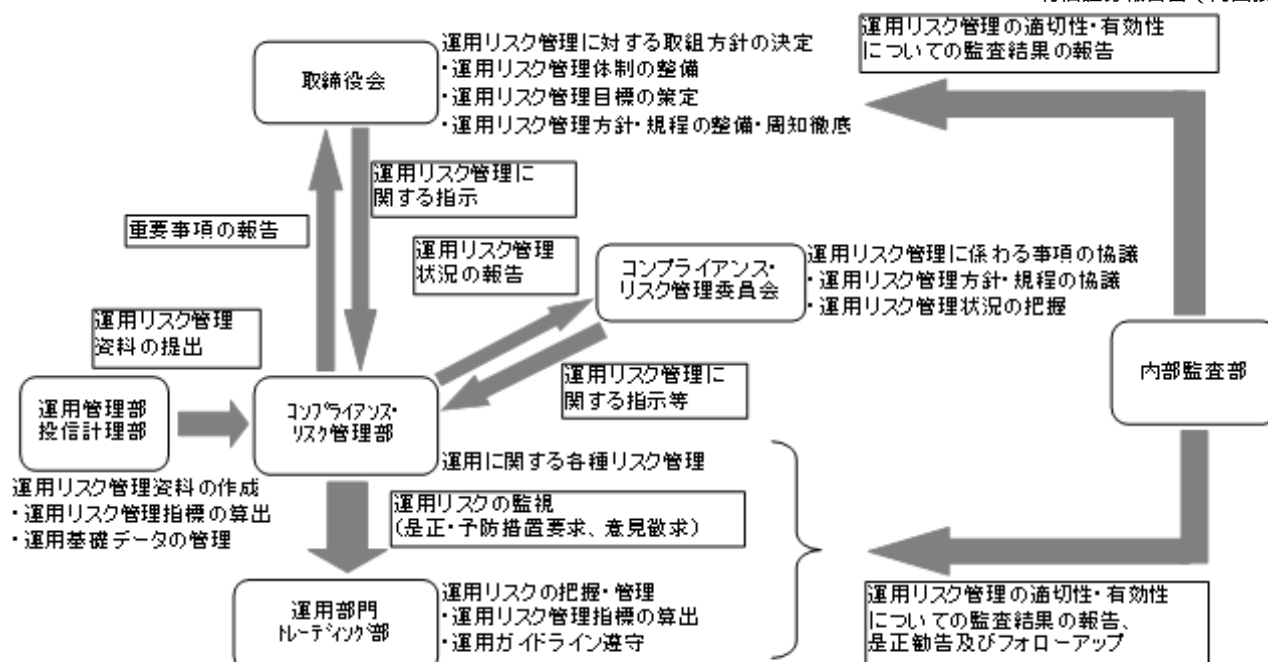
委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

< ご換金時 >

委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。

< リスクの管理体制 >



（注）上図は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更されることもあります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

< 申込み時に受益者が負担する費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
申込み時	申込手数料及び消費税等相当額	申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.675%（税抜 3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。 申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

- 基準価額とは、信託財産に属する資産を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。
- 税法が改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。
- 自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。ただし、ご換金時には信託財産留保額をご負担いただきます。

時期	項目	費用
解約請求時	信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に対して 0.3%

（３）【信託報酬等】

< 信託財産で間接的に負担する（信託財産中から支弁される）費用・税金 >

時期	項目	費用・税金
----	----	-------

毎日	信託報酬	信託報酬の総額	純資産総額に対し 年率 1.0395%（税抜0.99%）		
		信託報酬の配分 （純資産総額に対し）	委託会社	販売会社	受託会社
			年率0.3675% （税抜0.35%）	年率0.6300% （税抜0.60%）	年率0.0420% （税抜0.04%）

委託会社及び受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.0395%（税抜0.99%）を乗じて得た金額とし、委託会社と受託会社との間の配分は前記の表のとおりです（下記のとおり、委託会社は販売会社への配分を一旦収受します。）。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

信託報酬に対する消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産の中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額が含まれています。

当ファンドの主要投資対象である投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。投資信託証券の信託報酬等を加えた実質的な信託報酬率は概ね1.9695%（税込・年率）程度となります。実質的に負担する信託報酬率は、当ファンドの運用方針に基づいて投資信託証券を組み入れた場合の概算です。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。

投資信託証券の名称	信託報酬等（年率）
UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund	0.93%

上記の信託報酬等は、平成25年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほかファンドの設立・開示に関する費用等（弁護士報酬等）、資産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、事務の処理に要する費用および監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、その他の実費などを負担する場合があります。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額及びコール取引等に要する費用及び外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料や有価証券取引税等証券取引に伴う手数料や税金は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記に定める信託事務の処理に要する諸費用のうち監査費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、信託財産にかかる監査費用および当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、実際の費用額（年間26.25万円（税抜25万円））を上限として、純資産総額に定率（年0.0021%（税抜0.0020%））を乗じて日々計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産からその支弁を受けることとします。なお、上限金額については、現在年間26.25万円（税抜25万円）としますが、今後、監査費用の変動に伴い変動する可能性があります。

（５）【課税上の取扱い】

個人の受益者に対する課税

< 収益分配時 >

[平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

< 一部解約時および償還時 >

[平成25年12月31日まで]

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）については、譲渡所得等として課税対象となり、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率が適用されます。

上記税率は、平成26年1月1日以降は20.315%（所得税15.315%および地方税5%）となる予定です。

法人の受益者に対する課税

[平成25年12月31日まで]

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税7.147%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

上記税率は、平成26年1月1日以降は15.315%（所得税15.315%）となる予定です。

(注1) 個別元本について

- ・追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合等については個別元本の計算方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記<収益分配金の課税について>をご参照ください。）

(注2) 収益分配金の課税について

- ・追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です（平成26年1月1日以降）。

- ・少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

平成25年6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,806,159	0.99
投資信託受益証券	ルクセンブルク	842,026,345	94.99
現金及びその他の資産（負債控除後）		35,603,801	4.02
合計(純資産総額)		886,436,305	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

< 参考 >

上記表における「親投資信託受益証券」は、全て「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の受益証券であります。同マザーファンドの全体の投資状況は以下のとおりです。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

平成25年6月28日現在

資産の種類	国/地域	時価合計（円）	投資比率（％）
公社債	日本	9,877,270,616	99.41
現金及びその他の資産（負債控除後）		58,854,976	0.59
合計(純資産総額)		9,936,125,592	100.00

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a．評価額上位30銘柄

平成25年6月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	保有数量 (口)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (％)
ルクセンブルク	投資信託受益証券	UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund JPY D	64,652	13,510	873,446,618	13,024	842,026,345	31,420,273	94.99
日本	親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マ ザーファンド	6,996,790	1.2585	8,805,340	1.2586	8,806,159	819	0.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成25年6月28日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	0.99
投資信託受益証券	94.99
合計	95.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

<参考> 損保ジャパン日本債券マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

a．評価額上位30銘柄

平成25年 6 月28日現在

順位	発行地	銘柄名	種類	額面	通貨	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	利率 (%)	償還日	投資 比率 (%)
1	日本	314 10年国債	国債証券	860,000,000	円	104.78	901,148,600	103.01	885,862,780	1.10	2021/3/20	8.92
2	日本	327 2年国債	国債証券	690,000,000	円	99.96	689,724,000	99.97	689,770,920	0.10	2015/4/15	6.94
3	日本	144 20年国債	国債証券	530,000,000	円	101.16	536,144,300	96.76	512,825,880	1.50	2033/3/20	5.16
4	日本	299 10年国債	国債証券	380,000,000	円	106.55	404,890,000	105.16	399,591,660	1.30	2019/3/20	4.02
5	日本	287 10年国債	国債証券	310,000,000	円	106.72	330,832,000	106.67	330,668,320	1.90	2017/6/20	3.33
6	日本	145 20年国債	国債証券	320,000,000	円	99.50	318,406,400	100.00	320,000,000	1.70	2033/6/20	3.22
7	日本	318 10年国債	国債証券	290,000,000	円	102.93	298,491,700	102.02	295,849,010	1.00	2021/9/20	2.98
8	日本	326 2年国債	国債証券	270,000,000	円	100.05	270,133,000	99.97	269,916,840	0.10	2015/3/15	2.72
9	日本	311 10年国債	国債証券	260,000,000	円	102.06	265,356,000	101.25	263,238,300	0.80	2020/9/20	2.65
10	日本	20 ラボバンク・ ネダー	社債券	200,000,000	円	100.00	200,000,000	99.85	199,702,600	0.49	2016/5/24	2.01
11	日本	66 住宅機構 R M B S	特殊債券	195,300,000	円	100.00	195,300,000	99.12	193,581,360	1.12	2047/11/10	1.95
12	日本	121 20年国債	国債証券	170,000,000	円	106.96	181,833,700	105.48	179,310,220	1.90	2030/9/20	1.80
13	日本	100 20年国債	国債証券	140,000,000	円	111.66	156,322,180	112.23	157,127,040	2.20	2028/3/20	1.58
14	日本	137 20年国債	国債証券	150,000,000	円	101.71	152,565,000	100.58	150,865,800	1.70	2032/6/20	1.52
15	日本	87 政保道路機構	特殊債券	100,000,000	円	107.45	107,452,000	106.26	106,261,300	1.50	2019/8/30	1.07
16	日本	46 伊藤忠商事	社債券	100,000,000	円	107.86	107,859,400	106.15	106,154,900	2.02	2017/4/26	1.07
17	日本	24 公営企業	地方債証券	100,000,000	円	107.69	107,692,700	105.80	105,796,700	1.94	2016/12/20	1.06
18	日本	21-15 愛知県公債	地方債証券	100,000,000	円	106.74	106,741,800	105.59	105,589,400	1.42	2020/1/28	1.06
19	日本	60東日本旅客鉄道	社債券	100,000,000	円	106.44	106,435,300	105.53	105,529,600	1.45	2019/7/24	1.06
20	日本	64 三菱商事	社債券	100,000,000	円	107.18	107,182,800	105.48	105,475,600	2.00	2016/9/20	1.06
21	日本	5 住友信託 劣後	社債券	100,000,000	円	106.13	106,127,000	105.38	105,377,600	2.25	2016/4/27	1.06
22	日本	56 道路機構	特殊債券	100,000,000	円	106.31	106,309,900	105.21	105,209,500	1.43	2019/12/20	1.06
23	日本	17-4 静岡県公債	地方債証券	100,000,000	円	104.74	104,735,300	103.27	103,272,900	1.60	2015/10/27	1.04
24	日本	90 20年国債	国債証券	90,000,000	円	113.08	101,768,040	113.23	101,904,570	2.20	2026/9/20	1.03
25	日本	7 三井住友 B K 劣 後	社債券	100,000,000	円	102.33	102,334,800	101.11	101,105,000	2.01	2014/2/5	1.02
26	日本	97 5年国債	国債証券	100,000,000	円	100.62	100,620,000	100.72	100,720,300	0.40	2016/6/20	1.01
27	日本	1724 利付農林債	特殊債券	100,000,000	円	100.63	100,629,100	100.58	100,580,700	0.50	2015/9/25	1.01
28	日本	1743 利付農林債	特殊債券	100,000,000	円	100.48	100,483,000	100.55	100,548,900	0.45	2017/4/27	1.01
29	日本	43 日本電気	社債券	100,000,000	円	100.36	100,361,600	100.53	100,529,100	0.65	2015/12/2	1.01
30	日本	49 中日本高速道	社債券	100,000,000	円	100.00	100,000,000	100.34	100,342,800	0.50	2018/3/20	1.01

(注1) 評価額組入上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価の比率です。

b．種類別投資比率

平成25年 6 月28日現在

資産の種類	投資比率（％）
国債証券	60.04
社債券	22.37
特殊債券	13.41
地方債証券	3.58
合計	99.41

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する種類別の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年 6 月28日及び同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

	1 万口当たり純資産額		ファンドの純資産総額	
	分配落ち （円）	分配付き （円）	分配落ち （円）	分配付き （円）
第 1 期末（平成23年 9 月 5 日）	9,925	9,933	2,028,160,382	2,029,795,182
第 2 期末（平成23年12月 5 日）	9,642	9,702	2,065,182,710	2,078,034,312
第 3 期末（平成24年 3 月 5 日）	10,279	10,499	2,067,875,869	2,112,132,799
第 4 期末（平成24年 6 月 5 日）	9,637	9,707	1,761,591,466	1,774,386,882
第 5 期末（平成24年 9 月 5 日）	9,809	9,879	1,517,487,322	1,528,317,092
第 6 期末（平成24年12月 5 日）	10,395	10,695	1,117,712,203	1,149,968,584
第 7 期末（平成25年 3 月 5 日）	11,025	12,025	1,161,112,215	1,266,424,019
第 8 期末（平成25年 6 月 5 日）	11,109	12,009	998,513,362	1,079,411,203
平成24年 6 月末	9,871	-	1,698,460,094	-
7 月末	9,735	-	1,609,854,552	-
8 月末	9,890	-	1,537,783,288	-
9 月末	9,804	-	1,367,594,897	-
10月末	10,180	-	1,314,528,155	-
11月末	10,706	-	1,152,023,178	-
12月末	10,912	-	1,158,594,264	-
平成25年 1 月末	11,693	-	1,270,124,921	-
2 月末	11,806	-	1,247,209,977	-
3 月末	11,192	-	1,119,542,409	-
4 月末	11,695	-	1,086,160,891	-
5 月末	12,176	-	1,110,913,780	-
6 月28日	10,731	-	886,436,305	-

【分配の推移】

期間		1 万口当たりの分配金（円）
第 1 期	自 平成23年 7 月28日 至 平成23年 9 月 5 日	8
第 2 期	自 平成23年 9 月 6 日 至 平成23年12月 5 日	60
第 3 期	自 平成23年12月 6 日 至 平成24年 3 月 5 日	220
第 4 期	自 平成24年 3 月 6 日 至 平成24年 6 月 5 日	70
第 5 期	自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年 9 月 5 日	70
第 6 期	自 平成24年 9 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	300
第 7 期	自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 3 月 5 日	1,000
第 8 期	自 平成25年 3 月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日	900

【収益率の推移】

	収益率（％）
第 1 期	0.67
第 2 期	2.25
第 3 期	8.89
第 4 期	5.56
第 5 期	2.51
第 6 期	9.03
第 7 期	15.68
第 8 期	8.93

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数です。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドの設定日（平成23年7月28日）から第8期末（平成25年6月5日）までの設定及び解約の実績は次のとおりです。

	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2,050,500,000	7,000,000
第2期	149,993,826	51,560,000
第3期	84,534,837	214,790,000
第4期	457,738,078	641,500,128
第5期	23,399,580	304,206,054
第6期	33,935,756	505,833,191
第7期	275,420,147	297,514,806
第8期	78,885,096	233,138,240

（注1）設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

（注2）本邦外における設定及び解約はありません。

< 参考情報 >

(基準日：2013年6月28日)

基準価額・純資産の推移



- (注1) 基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものととして委託会社にて計算しており、実際の騰落率とは異なります(以下同じ)。
 (注2) 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(純資産総額に対して年率1.0395%(税込み))は控除されております(以下同じ)。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。
 (注4) 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

基準価額	10,731 円
純資産総額	8.86 億円

(注) 基準価額は、分配金控除後です。

構成比率(対純資産)

UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund JPY D	94.99%
損保ジャパン日本債券マザーファンド	0.99%
コール・ローン等	4.02%
合計	100.00%

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2012年06月	70 円
2012年09月	70 円
2012年12月	300 円
2013年03月	1,000 円
2013年06月	900 円
設定来累計	2,628 円

(注1) 直近5期分の分配実績を記載しております。

(注2) 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

年間収益率の推移(暦年ベース)



- (注1) ファンド騰落率は、基準価額(税引前分配金再投資)を使用して算出しております。
 (注2) 2011年は設定日(2011年07月28日)を10,000とし年末までのもの、2013年は年初から基準日までの騰落率です。
 (注3) 当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

投資信託証券 (UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF-Prudence RMB Income Fund)

UBPインベストメンツおよびブルーデンス・インベストメント・マネージメントが作成したデータを掲載しております。

構成比率(対純資産)

公社債	90.1%
現金等	9.9%
合計	100.0%

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。
 ※表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

組入上位10銘柄

	銘柄名	クーポン(%)	償還日	国・地域	業種	格付	純資産比
1	ZHONGSHENG GROUP	4.750	2014/04/21	中国	自動車	BB	13.1%
2	SHANDONG INTL HK LTD	5.800	2015/12/07	中国	運輸	BBB	11.9%
3	SUMITOMO MITSUI FINANCE	3.000	2014/09/12	日本	各種金融	A	5.8%
4	NEW WORLD CHINA LAND	8.500	2015/04/11	香港	不動産	BB	5.6%
5	BECL INVESTMENT HOLDING	4.750	2014/02/21	中国	不動産	BBB	5.6%
6	FUTURE LAND DEVELOPMENT	9.750	2016/04/25	中国	不動産	B	5.6%
7	GEMDALE INTL HOLDING	9.150	2015/07/26	中国	不動産	BB	4.8%
8	CENTRAL PLAZA DEVT LTD	7.600	2015/11/29	中国	不動産	BB	3.5%
9	BIG WILL INVESTMENTS LTD	7.000	2014/04/29	中国	不動産	BB	3.5%
10	TPV TECHNOLOGY LTD	4.250	2014/03/21	中国	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	BBB	3.4%
組入銘柄数							28銘柄

(注)格付はS&P、ムーディーズ、フィッチのうち、最上位の格付を採用しています。

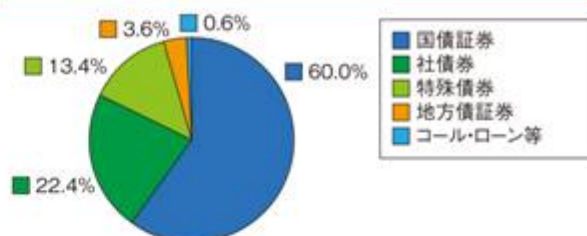
格付のない発行体については、ブルーデンス・インベストメント・マネージメントの社内格付を採用しています。

損保ジャパン日本債券マザーファンド

構成比率(対純資産)

公社債	99.41%
コール・ローン等	0.59%
合計	100.00%

種類別構成比率(対純資産)



ポートフォリオの状況

平均残存期間	8.34
修正デュレーション	7.41

組入上位10銘柄

	銘柄名	種類	償還日	純資産比
1	314 10年国債	国債証券	2021/03/20	8.9%
2	327 2年国債	国債証券	2015/04/15	6.9%
3	144 20年国債	国債証券	2033/03/20	5.2%
4	299 10年国債	国債証券	2019/03/20	4.0%
5	287 10年国債	国債証券	2017/06/20	3.3%
6	145 20年国債	国債証券	2033/06/20	3.2%
7	318 10年国債	国債証券	2021/09/20	3.0%
8	326 2年国債	国債証券	2015/03/15	2.7%
9	311 10年国債	国債証券	2020/09/20	2.7%
10	20 ラボバンク・ネダー	社債券	2016/05/24	2.0%
銘柄数				76銘柄

※ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

※最新の運用実績は別途、委託会社ホームページでご確認いただけます。

※表中の各数値は四捨五入して表示していることがありますので、合計が100%とならない場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 申込期間内における毎営業日において、いつでも申込みいただくことができます。ただし、下記の取得申込不可日にあたる日は取得のお申込みの受付はできません。

<取得申込不可日>

- ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）
- ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日（半日休業日を含みます。）が連続する期間（土曜日、日曜日を除きます。）ならびに当該期間開始日より3営業日前までの期間

お申込みの受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

委託会社は、取得申込者の申込総額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の申込みの停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、取得申込みの受付を中止すること、および既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことができるものとします。

- (2) 受益権の取得申込者は、販売会社取引口座を開設します。当ファンドには、分配金を受け取る「一般コース」と、収益の分配がなされた場合で税金を差引いた後に分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があり、当ファンドの取得申込みの際に、いずれかのコースをお選びいただくことになります。販売会社によってはいずれか一つのコースのみの取扱いとなる場合もあります。

- (3) 当該受益権の申込価額は、取得申込受付日の翌営業日における基準価額とします。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

当ファンドの基準価額については、委託会社（損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社、ホームページ：<http://www.sjnk-am.co.jp/>、電話03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

- (4) お申込みには申込手数料及び申込手数料に対する消費税等相当額を要します。申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、3.675%（税抜3.5%）を上限として販売会社が定めた申込手数料率を乗じて得た額です。

自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

申込手数料率の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(5) お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

申込単位等の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(6) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は日本における委託会社および販売会社の各営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、下記の換金請求不可日にあたる日はご換金のお申込みの受付はできません。

< 換金請求不可日 >

■ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）

■ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日（半日休業日を含みます。）が連続する期間（土曜日、日曜日を除きます。）ならびに当該期間開始日より3営業日前までの期間

一部解約の受付は原則として午後3時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いとなります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）

(2) 受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の単位の詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

(3) 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した解約価額とします。解約代金は原則として解約請求受付日から起算して6営業日目から販売会社の営業所等で支払われます。解約に係る手数料はありません。

信託財産留保額は、換金する受益者が負担するものであり、基準価額から差引かれた信託財産留保額は、信託財産に組入れられます。

ご換金時には税金が課せられます。詳しくは有価証券届出書「第二部ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

- (4) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額であると判断した場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等その他やむを得ない事情があると判断したときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができるものとします。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、信託約款の規定に準じて算出した価額とします。
- (5) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求を制限する場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額は、原則として各営業日に委託会社が計算します。

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。また、外国為替の予約取引の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

基準価額は、毎営業日に委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は原則として、翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の基準価額算出の中止、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の公表を中止することがあります。

・お電話によるお問い合わせ（委託会社）

電話番号 03-5290-3519 営業部（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

・委託会社のホームページ <http://www.sjnk-am.co.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

平成28年6月6日までとします。ただし、この信託期間中に信託約款第40条第1項および第2項、第42条第1項、第43条第1項および第45条第2項に規定する事由が生じた場合には、この信託を終了させる

ことができます。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年３月６日から６月５日、６月６日から９月５日、９月６日から１２月５日および１２月６日から翌年３月５日までとします。なお、前記の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款第４条に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

信託契約の解約

- （ ）委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が１０億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、この信託が主要投資対象とする投資信託証券がその信託を終了させることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ ）委託会社は、前記（ ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- （ ）前記（ ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ ）前記（ ）の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- （ ）前記（ ）から（ ）までの規定は、前記（ ）の規定に基づいてこの信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記（ ）から（ ）までの手続を行うことが困難な場合にも適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- （ ）委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- （ ）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款第４１条の規定にしたがいます。

委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- （ ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- （ ）前記（ ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款第４１条第２項の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- （ ）委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を

譲渡することがあります。

- () 委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- () 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款第41条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- () 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- () 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本（ ）から（ ）までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- () 委託会社は、前記（ ）の事項（前記（ ）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- () 前記（ ）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下（ ）において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- () 前記（ ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- () 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- () 前記（ ）から（ ）までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- () 前記（ ）から（ ）までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

運用に係る報告等開示方法

委託会社は、金融商品取引法の規定に基づき、各ファンドの計算期間が6ヵ月未満であるため計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年6月6日から12月5日及び12月6日から翌年6月5日まで）に有価証券報告書を作成します。また、委託会社は「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に基づき計算期間開始6ヵ月経過毎（原則として、毎年6月6日から12月5日及び12月6日から翌年6月5日まで）及び償還時に運用報告書を作成し、かつ知れている受益者に交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変

更することができます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。なお、信託約款には受益者集会に関する規定はありません。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（１）収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持ち分に应じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して５営業日目までにお支払いを開始します。収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。ただし、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは委託会社において行うものとします。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

なお、収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（２）償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持ち分に应じて委託会社に請求する権利を有します。償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。償還金は、償還日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

償還金の請求権は、支払開始日から１０年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について販売会社が定める単位をもって、受益権の一部解約の実行を請求することができます。ただし、ルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行の休業日（半日休業日を含みます。）およびルクセンブルグまたは香港のいずれかの銀行休業日（半日休業日を含みます。）が連続する期間（土曜日、日曜日を除きます。）ならびに当該期間開始日より３営業日前までの期間においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。

受付は原則として午後３時までとし、それ以降のお申込みは翌営業日の取扱いになります。（受付時間については、販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては、販売会社にご確認ください。）一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。なお、委託会社自ら勧誘した受益者に対する支払いは、委託会社において行うものとします。

（４）帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

（５）反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な信託約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- 3．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、平成24年12月6日から平成25年6月5日までの財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】
 人民元建て債券ファンド
 （１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 （平成24年12月5日現在）	当期 （平成25年6月5日現在）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	76,064,376	167,682,042
投資信託受益証券	1,067,591,922	928,212,468
親投資信託受益証券	11,163,233	10,057,575
流動資産合計	1,154,819,531	1,105,952,085
資産合計	1,154,819,531	1,105,952,085
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	32,256,381	80,897,841
未払解約金	1,387,860	23,578,609
未払受託者報酬	139,627	119,424
未払委託者報酬	3,316,509	2,836,901
その他未払費用	6,951	5,948
流動負債合計	37,107,328	107,438,723
負債合計	37,107,328	107,438,723
純資産の部		
元本等		
元本	1,075,212,704	898,864,901
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,499,499	99,648,461
純資産合計	1,117,712,203	998,513,362
負債純資産合計	1,154,819,531	1,105,952,085

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	当期 自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
営業収益		
受取配当金	21,092,518	9,426,581
受取利息	14,978	14,785
有価証券売買等損益	138,889,760	267,725,583
営業収益合計	159,997,256	277,166,949
営業費用		
受託者報酬	314,488	245,424
委託者報酬	7,470,300	5,829,867
その他費用	15,663	12,222
営業費用合計	7,800,451	6,087,513
営業利益	152,196,805	271,079,436
経常利益	152,196,805	271,079,436
当期純利益	152,196,805	271,079,436
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	22,100,930	37,674,200
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	66,325,147	42,499,499
剰余金増加額又は欠損金減少額	21,814,922	47,421,795
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	21,681,070	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	133,852	47,421,795
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	37,468,424
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	37,468,424
分配金	43,086,151	186,209,645
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	42,499,499	99,648,461

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	当期
	自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券・投資信託受益証券 移動平均法に基づき計算期間末日の基準価額で評価しております。
2 . 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 (平成24年12月 5 日現在)	当期 (平成25年 6 月 5 日現在)
1 . 計算期間末日における受益権の総数	1,075,212,704口	898,864,901口
2 . 計算期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額	1 口当たり純資産額 1.0395円 (1 万口当たり純資産額 10,395円)	1 口当たり純資産額 1.1109円 (1 万口当たり純資産額 11,109円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	当期 自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
1. 分配金の計算過程 平成24年 6 月 6 日から平成24年 9 月 5 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（9,324,713円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、収益調整金（11,673,577円）及び分配準備積立金（54,781,689円）を対象収益（75,779,979円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から9,324,713円、分配準備積立金から1,505,057円の合計10,829,770円（1万口当り70円）を分配に充てることに決定しました。 平成24年 9 月 6 日から平成24年12月 5 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（10,168,924円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益（24,694,879円）、収益調整金（9,090,057円）及び分配準備積立金（36,750,245円）を対象収益（80,704,105円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から10,168,924円、有価証券売買等損益から22,087,457円の合計32,256,381円（1万口当り300円）を分配に充てることに決定しました。	1. 分配金の計算過程 平成24年12月 6 日から平成25年 3 月 5 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（38,608円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益（151,228,219円）、収益調整金（31,914,790円）及び分配準備積立金（30,124,357円）を対象収益（213,305,974円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から38,608円、有価証券売買等損益から105,273,196円の合計105,311,804円（1万口当り1,000円）を分配に充てることに決定しました。 平成25年 3 月 6 日から平成25年 6 月 5 日に至る計算期間末に、経費控除後の配当等収益（8,772,524円）（本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、有価証券売買等損益（73,365,885円）、収益調整金（38,208,752円）及び分配準備積立金（60,199,141円）を対象収益（180,546,302円）として、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案した結果、配当等収益から8,772,524円、有価証券売買等損益から72,125,317円の合計80,897,841円（1万口当り900円）を分配に充てることに決定しました。

（金融商品に関する注記）

	前期 自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	当期 自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
1. 金融商品の状況に関する事項	（1）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	（1）金融商品に対する取組方針 同左

（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

金融商品の内容

当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。

金融商品に係るリスク

当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。

市場リスク

金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。

信用リスク

各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。

流動性リスク

必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。

また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。

（２）金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

同左

（３）金融商品に係るリスク管理体制

同左

2. 金融商品の時価等に関する事項	(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 (1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありせん。 (2) 時価の算定方法 親投資信託受益証券・投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	(4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 同左 (1) 貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 (2) 時価の算定方法 同左
-------------------	--	---

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (平成24年12月 5 日現在)	当期 (平成25年 6 月 5 日現在)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	前期 自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	当期 自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中解約元本額		
期首元本額	1,827,916,613円	1,075,212,704円
期中追加設定元本額	57,335,336円	354,305,243円
期中解約元本額	810,039,245円	530,653,046円

（有価証券関係）

前期（自平成24年 6 月 6 日 至平成24年12月 5 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	83,921,653
親投資信託受益証券	45,989
合計	83,967,642

当期（自平成24年12月 6 日 至平成25年 6 月 5 日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	68,558,449
親投資信託受益証券	83,128
合計	68,475,321

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成25年 6 月 5 日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価金額（円）	備考
投資信託受益証券	UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund JPY D	68,685	928,212,468	-
合計	—————	68,685	928,212,468	-

平成25年 6 月 5 日現在

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託受益証券	損保ジャパン日本債券マザー ファンド	7,991,717	10,057,575	-
合計	—————	7,991,717	10,057,575	-

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

< 参考 >

当ファンドは「損保ジャパン日本債券マザーファンド」受益証券および「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」のJPY Dクラスに係る投資信託の受益証券を主要投資対象としております。貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて「損保ジャパン日本債券マザーファンド」の受益証券であり、「投資信託受益証券」はすべて「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」のJPY Dクラスに係る投資信託の受益証券であります。なお、同マザーファンドの状況および「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fund」を含むルクセンブルグ籍会社型投資信託「UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF」の財務諸表のうち、投資対象に関連する部分を委託会社にて抜粋・翻訳したものは次のとおりです。

* なお、以下は参考情報であり、監査証明の対象ではありません。

損保ジャパン日本債券マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

区分	(平成24年12月5日現在)	(平成25年6月5日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	28,641,313	93,036,958
国債証券	5,400,651,390	6,373,950,370
地方債証券	359,593,760	355,793,440
特殊債券	1,103,462,046	1,339,516,968
社債券	1,829,586,900	2,123,459,100
未収入金	207,285,000	201,013,000
未収利息	29,144,413	19,995,491
前払費用	3,211,496	8,794,481
流動資産合計	8,961,576,318	10,515,559,808
資産合計	8,961,576,318	10,515,559,808
負債の部		
流動負債		
未払金	207,322,000	200,000,000
流動負債合計	207,322,000	200,000,000
負債合計	207,322,000	200,000,000
純資産の部		
元本等		
元本		
元本	6,949,635,784	8,196,426,807
剰余金		
剰余金	1,804,618,534	2,119,133,001
純資産合計	8,754,254,318	10,315,559,808
負債・純資産合計	8,961,576,318	10,515,559,808

「損保ジャパン日本債券マザーファンド」は、平成12年7月31日に信託契約を締結し、平成25年7月16日に第13期決算を行います。上の表は、平成24年12月5日及び平成25年6月5日現在における同マザーファンドの状況です。（同マザーファンドの計算期間は「人民元建て債券ファンド」の計算期間とは異なります。）

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ただし、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

	（平成24年12月 5 日現在）	（平成25年 6 月 5 日現在）
1．計算期間末日における受益権の総数	6,949,635,784口	8,196,426,807口
2．計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	1口当たり純資産額 1.2597円 （1万口当たり純資産額 12,597円）	1口当たり純資産額 1.2585円 （1万口当たり純資産額 12,585円）

（金融商品に関する注記）

	自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
1．金融商品の状況に関する事項	（１）金融商品に対する取組方針 当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に基づき金融商品を投資として運用することを目的としております。	（１）金融商品に対する取組方針 同左

	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 金融商品の内容 当ファンドが保有している金融商品は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は（有価証券関係）に記載しております。 金融商品に係るリスク 当ファンドが実質的に保有している金融商品は、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスクに晒されております。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社では、運用に係る各種リスクについて運用部門が自ら確認するとともに、運用部門とは独立したコンプライアンス・リスク管理部が、全社リスク管理基本規程に従い各種リスクを監視し、その状況をコンプライアンス・リスク管理委員会等に定期的に報告しております。 市場リスク 金融市場における各金融商品の時価の推移を把握すること等により、ファンドの運用方針への遵守状況を管理しております。 信用リスク 各金融商品の発行体の格付等信用情報をモニタリングすること等により、ファンドの投資制限等、運用方針への遵守状況を管理しております。 流動性リスク 必要に応じて時価の推移をモニタリングすること等により、ファンドで保有する金融商品の流動性の状況を管理しております。 また、内部監査部が運用リスク管理の適切性・有効性について内部監査を実施し、その結果を取締役会に報告するとともに、必要に応じて是正勧告及びそのフォローアップを実施しております。 (4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左 (4) 金融商品の時価等に関する事項の補足説明
--	--	---

2. 金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 当該ファンドの保有する金融商品は、原則としてすべて時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 （２）時価の算定方法 国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、帳簿価額を時価としております。	同左 （１）貸借対照表計上額、時価およびその差額 同左 （２）時価の算定方法 同左
--------------------------	---	--

（関連当事者との取引に関する注記）

（平成24年12月5日現在）	（平成25年6月5日現在）
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

	自 平成24年 6 月 6 日 至 平成24年12月 5 日	自 平成24年12月 6 日 至 平成25年 6 月 5 日
開示対象ファンドの期首における当該マ ザーファンドの元本額	6,656,416,601円	6,949,635,784円
同期中における追加設定元本額	408,606,052円	1,499,658,316円
同期中における解約元本額	115,386,869円	252,867,293円
同期末における元本の内訳*		
ファンド名		
損保ジャパン日本債券ファンド	976,608,939円	928,955,782円
ハッピーエイジング20	70,058,594円	102,139,996円
ハッピーエイジング30	353,125,512円	487,448,187円
ハッピーエイジング40	2,057,598,475円	2,564,680,983円
ハッピーエイジング50	1,776,126,829円	2,043,317,684円
ハッピーエイジング60	1,645,906,958円	1,746,131,713円
損保ジャパン中国本土株ファンド(限定 追加型)2010-05	2,996,475円	1,780,686円
パン・アフリカ株式ファンド	21,911,881円	22,829,261円
アジア転換社債ファンド(毎月分配型)	13,780,090円	11,893,517円
人民元建て債券ファンド	8,861,819円	7,991,717円
オフショア人民元債フォーカス(ダイワ SMA専用)	9,580,029円	5,978,474円
アジア転換社債ファンド(円ヘッジ型/限 定追加型/繰上償還条件付)2012-03	13,080,183円	6,571,404円
好配当グローバルR E I Tプレミアム・ ファンド円ヘッジありコース	- 円	19,316,977円
好配当グローバルR E I Tプレミアム・ ファンド円ヘッジなしコース	- 円	85,665,901円
好配当グローバルR E I Tプレミアム・ ファンド通貨セレクトコース	- 円	161,724,525円
（合計）	6,949,635,784円	8,196,426,807円

* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

（有価証券関係）

（自平成24年6月6日 至平成24年12月5日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	4,669,950
地方債証券	1,010,440
特殊債証券	2,790,488
社債券	12,575,900
合計	15,465,802

（自平成24年12月6日 至平成25年6月5日）

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	66,666,690
地方債証券	4,810,760
特殊債証券	6,948,752
社債券	10,093,000
合計	88,519,202

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はございません。

（3）附属明細表

有価証券明細表

（ ）株式

該当事項はございません。

（ ）株式以外の有価証券

次表の通りです。

平成25年6月5日現在

種類	銘 柄	券面総額（円）	評価額（円）	備考
国債証券	1 40年国債	20,000,000	22,445,880	-
	5 40年国債	10,000,000	10,208,660	-
	6 40年国債	70,000,000	69,735,890	-
	18 30年国債	30,000,000	33,231,780	-
	19 30年国債	80,000,000	88,691,440	-
	25 30年国債	150,000,000	166,250,100	-
	31 30年国債	100,000,000	108,887,600	-
	38 30年国債	10,000,000	9,942,430	-
	79 20年国債	50,000,000	55,612,550	-
	80 20年国債	70,000,000	78,613,150	-
	82 20年国債	20,000,000	22,457,580	-
	90 20年国債	90,000,000	101,835,630	-
	97 5年国債	100,000,000	100,787,300	-

	98 20年国債	20,000,000	22,277,620	-
	99 20年国債	50,000,000	55,571,750	-
	100 20年国債	140,000,000	157,189,060	-
	105 20年国債	80,000,000	88,503,120	-
	110 20年国債	60,000,000	66,114,840	-
	113 20年国債	70,000,000	76,806,450	-
	114 20年国債	90,000,000	98,461,980	-
	117 20年国債	50,000,000	54,609,350	-
	121 20年国債	170,000,000	179,583,750	-
	126 20年国債	20,000,000	21,344,260	-
	131 20年国債	60,000,000	60,935,280	-
	132 20年国債	50,000,000	50,642,550	-
	137 20年国債	150,000,000	151,305,900	-
	143 20年国債	80,000,000	79,049,440	-
	144 20年国債	530,000,000	515,066,190	-
	287 10年国債	340,000,000	363,024,460	-
	299 10年国債	460,000,000	483,697,820	-
	307 10年国債	40,000,000	42,018,360	-
	310 10年国債	50,000,000	51,325,750	-
	311 10年国債	360,000,000	364,521,240	-
	314 10年国債	860,000,000	886,718,480	-
	318 10年国債	290,000,000	295,891,350	-
	322 10年国債	100,000,000	100,987,000	-
	326 2年国債	410,000,000	409,874,130	-
	327 2年国債	830,000,000	829,730,250	-
国債証券計	銘柄数：38	6,160,000,000	6,373,950,370	-
社債券	5 住友信託 劣後	100,000,000	105,544,900	-
	11 武田薬品	100,000,000	100,250,400	-
	12 武田薬品	100,000,000	100,325,400	-
	13 トヨタ自動車	100,000,000	100,138,700	-
	17 ダイキン工業	100,000,000	100,022,100	-
	22 双日	100,000,000	100,204,200	-
	28 相鉄HD	100,000,000	99,227,500	-
	34 ソフトバンク	100,000,000	99,578,300	-
	43 日本電気	100,000,000	100,562,500	-
	46 伊藤忠商事	100,000,000	106,244,900	-
	60東日本旅客鉄道	100,000,000	105,521,300	-
	64 三菱商事	100,000,000	105,574,500	-
	167 オリックス	100,000,000	99,533,800	-
	316 北海道電力	100,000,000	100,000,000	-
	373 中国電力	100,000,000	99,802,800	-
	7 三井住友BK劣後	100,000,000	101,225,500	-
	20 ラボバンク・ネダー	200,000,000	200,102,400	-
	15 西日本高速道	100,000,000	99,971,600	-
	47 中日本高速道	100,000,000	99,283,900	-
	49 中日本高速道	100,000,000	100,344,400	-
社債券計	銘柄数：20	2,100,000,000	2,123,459,100	-
地方債証券	16-2 広島県公債	40,000,000	40,938,240	-
	17-4 静岡県公債	100,000,000	103,385,600	-
	21-15 愛知県公債	100,000,000	105,572,600	-

	24 公営企業	100,000,000	105,897,000	-
地方債証券計	銘柄数：4	340,000,000	355,793,440	-
特殊債券	11724 利付農林債	100,000,000	100,622,300	-
	11743 利付農林債	100,000,000	100,540,800	-
	56 道路機構	100,000,000	105,192,000	-
	42 政保道路機構	50,000,000	53,312,000	-
	87 政保道路機構	100,000,000	106,257,800	-
	4 住宅金融ＲＭＢＳ	64,299,000	67,288,903	-
	6 住宅金融ＲＭＢＳ	90,088,000	94,592,400	-
	17 住宅金融ＲＭＢＳ	31,531,000	32,675,575	-
	49 住宅機構ＲＭＢＳ	90,350,000	94,045,315	-
	50 住宅機構ＲＭＢＳ	90,751,000	93,954,510	-
	65 住宅機構ＲＭＢＳ	97,601,000	97,317,957	-
	66 住宅機構ＲＭＢＳ	195,964,000	194,827,408	-
	72 住宅機構ＲＭＢＳ	100,000,000	98,660,000	-
	73 住宅機構ＲＭＢＳ	100,000,000	100,230,000	-
特殊債券計	銘柄数：14	1,310,584,000	1,339,516,968	-
ファンド計	銘柄数：76	9,910,584,000	10,192,719,878	-

UBP OPPORTUNITIES SICAV-SIF - Prudence RMB Income Fundの状況

(1) 純資産計算書

(円)

2012年12月31日現在

資産

有価証券ポートフォリオ（時価）	1,803,823,003
銀行預金	186,194,274
未収利息	18,094,092
創立費	1,489,257
資産合計	2,009,600,626

負債

未払費用	5,808,476
負債合計	5,808,476
純資産合計	2,003,792,150

（発行済み口数の状況）

2012年1月1日から2012年12月31日まで

	発行済み口数	追加設定口数	解約口数	発行済み口数
	2012年1月1日現在			2012年12月31日現在
JPY Cシェア クラス	276,141.67	18,443.96	220,104.53	74,481.10
JPY Dシェア クラス	205,584.00	24,770.45	131,843.73	98,510.72

（1口当たりの純資産額）

2012年12月31日現在

純資産合計（円）	2,003,792,150
----------	---------------

JPY Cシェア クラス

発行済み口数（口）	74,481.10
1口当たりの純資産額（円）	12,026.0000

JPY Dシェア クラス

発行済み口数（口）	98,510.72
1口当たりの純資産額（円）	11,248.000
1口当たりの分配金（円）	460.0000

■組入資産の明細

○有価証券ポートフォリオ・その他純資産の明細表

（2012年12月31日現在）

数量	銘柄名	通貨	簿価（円）	時価（円）	純資産構成比（％）
公認証券取引所譲渡可能上場有価証券またはその他規制市場で取引される譲渡可能有価証券			1,341,936,346	1,541,246,632	76.92
	債券		1,341,936,346	1,541,246,632	76.92
1,000,000	AIR LIQUIDE FINANCE 3.00 11-16 19/09S	CNH	12,137,492	13,835,036	0.69
1,700,000	BEIJI ENT WATER 3.75 11-14 30/06S	CNH	21,150,618	23,558,853	1.18
5,000,000	BIG WILL INVESTMENT 7.00 11-14 29/04S	CNH	57,592,464	70,408,984	3.51
5,000,000	CATERPILLAR 1.35 11-13 12/07S	CNH	60,084,841	68,672,806	3.43
8,000,000	CENTRAL PLAZA DEVT 7.60 12-15 29/11S	CNH	106,686,549	116,491,820	5.81
4,000,000	CHINA WINDPOWER GROUP 6.375 11-14 04/04S	CNH	48,226,193	49,900,887	2.49
1,900,000	EVERGRANDE REAL EST 7.50 11-14 19/01S	CNH	20,790,336	26,509,291	1.32
11,500,000	FAR EAST HORIZON LTD 3.90 11-14 03/06S	CNH	138,475,920	157,126,212	7.85
1,000,000	FONTERRA COOPERATIVE 1.10 11-14 27/06S	CNH	12,190,698	13,384,696	0.67
5,900,000	GALAXY ENTAIN GALENT 4.625 10-13 16/12S	CNH	73,546,060	81,959,864	4.09
4,000,000	GEMDALE INTL HLDG 9.15 12-15 26/07S	CNH	49,675,998	59,787,089	2.98
1,000,000	GLB LOGISTIC 3.375 11-16 11/05S	CNH	12,093,296	13,657,613	0.68
9,000,000	INTIME DEPT REGS 4.65 11-14 21/07S	CNH	108,938,870	123,238,628	6.15
5,000,000	LAFARGE SHUI ON CEMENT 9.00 11-14 14/11S	CNH	60,873,215	73,695,890	3.68
2,000,000	MELCO REGD 3.75 11-13 09/05S	CNH	23,990,785	27,679,208	1.38
4,650,000	NEW WORLD CN LAND 8.50 12-15 11/04S	CNH	60,867,060	69,089,337	3.45
2,370,000	PCD STORES EMTN 5.25 11-14 01/02S	CNH	27,338,185	31,551,170	1.57
4,000,000	RIGHT CENTURY LTD 1.85 11-14 03/06S	CNH	47,447,934	54,049,189	2.70
5,000,000	SINGAMAS CONTAINER 4.75 11-14 14/04S	CNH	57,095,151	68,382,174	3.41
1,000,000	SINOCHEM OFFSH CAP 1.80 11-14 18/01S	CNH	11,699,247	13,599,072	0.68
5,000,000	SUMITOMO MITSUI 3.00 11-14 12/09S	CNH	60,588,734	68,056,252	3.40
4,000,000	VALUE SUCCESS INTL 2.075 11-14 09/06S	CNH	47,477,279	54,161,013	2.70
1,000,000	VTB BANK 2.95 10-13 23/12S	CNH	11,810,214	13,815,385	0.69
5,000,000	VW INTL FINANCE 3.75 12-17 30/11S	CNH	66,218,655	71,314,786	3.56
1,800,000	YUM BRANDS INC 2.375 11-14 29/09S	CNH	21,594,386	24,568,757	1.23
11,500,000	ZHONGSHENG GROUP 4.75 11-14 21/04S	CNH	123,346,166	152,752,620	7.62
その他譲渡可能有価証券			242,592,989	262,576,371	13.10
	債券		242,592,989	262,576,371	13.10
4,820,000	BECL INVESTMENT HLDG 4.75 11-14 21/02S	CNH	59,636,118	66,827,630	3.34
2,000,000	CHINA GUANGDONG NUCL 3.75 12-15 01/11S	CNH	25,706,370	27,892,338	1.39
2,000,000	CN MERCHANTS HK 2.90 10-13 19/11S	CNH	24,547,427	27,575,411	1.38
10,000,000	SHANDONG INTL HK 5.80 12-15 07/12S	CNH	132,703,074	140,280,992	6.99
有価証券ポートフォリオ合計			1,584,529,335	1,803,823,003	90.02
銀行預金				186,194,274	9.29
その他純資産 / （負債）				13,774,873	0.69
合計				2,003,792,150	100.00

（注１）UBPインベストメンツ株式会社からのデータ提供を受けて作成しております。

（注２）作成時点において、入手可能な直近計算期間の財務諸表を用いております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成25年6月28日現在

資産総額（円）	927,089,783
負債総額（円）	40,653,478
純資産総額（ - ）（円）	886,436,305
発行済数量（口）	826,024,023
1単位当り純資産額（ / ）（円）	1.0731

< 参 考 >

純資産額計算書

損保ジャパン日本債券マザーファンド

平成25年6月28日現在

資産総額（円）	10,074,757,792
負債総額（円）	138,632,200
純資産総額（ - ）（円）	9,936,125,592
発行済数量（口）	7,894,539,390
1単位当り純資産額（ / ）（円）	1.2586

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1. 名義書換

該当事項はありません。

2. 受益者名簿

作成しません。

3. 受益者集会

開催しません。

4. 受益者に対する特典

ありません。

5. 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

6. 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

7. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託会社は、前記に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

8. 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

9. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

10. 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

11. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額（平成25年6月末現在）

資本金の額	1,550百万円
会社が発行する株式の総数	50,000株
発行済株式総数	24,085株

最近5年間における主な資本金の額の増減

平成21年12月29日 資本金の額を1,200百万円から1,550百万円に増額しました。

（2）会社の機構（平成25年6月末現在）

会社の意思決定機構

定款に基づき3名以上20名以内の取締役が株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数のうち議決権を行使することができる株式数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席して、その過半数によって決し、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。補欠により就任した取締役の任期は、前任取締役の残任期間までとし、増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とします。

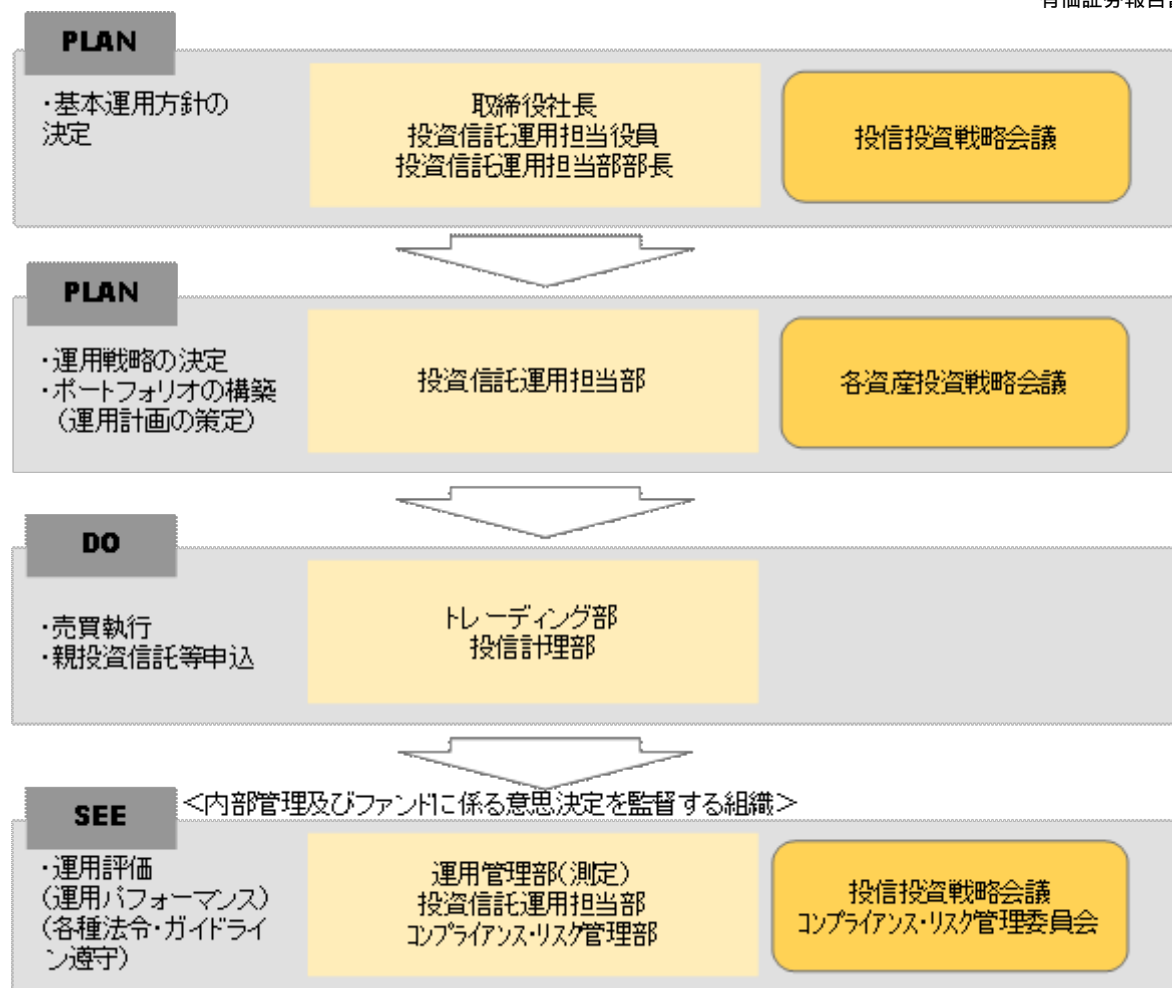
取締役会は、取締役中より代表取締役を選任します。また、取締役の中から会長、社長、専務取締役及び常務取締役を選任することができます。

取締役会は、取締役社長が召集し、議長となります。取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がその任にあたります。取締役会の招集通知は開催日の少なくとも3日前にこれを発します。ただし、緊急の必要のあるときはこの限りではありません。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

- ・ 投信投資戦略会議は、ファンドの基本運用方針の分析と決定を行います。
 - ・ 各資産投資戦略会議は、投信投資戦略会議の基本運用方針に基づき、ファンドの運用戦略を決定し、運用計画を策定します。
- 銘柄の選定にあたっては「いかなる資産も本来の投資価値を有しており、市場価格は中長期的にはこの投資価値に収束する。したがって、市場価格と投資価値の乖離が超過収益の源泉となる。」という当社の投資哲学に基づき、各資産、市場、銘柄の割安・割高の度合いを算出するために、各々の「本来あるべき投資価値」を分析することに注力しています。
- ・ 各資産投資戦略会議で策定された運用計画に基づき、トレーディング部が最良執行の観点から売買を執行します。
 - ・ 運用状況の分析・評価等は運用担当部で行い、投信投資戦略会議に報告されます。また、売買チェック、リスク管理、各種法令、ガイドライン遵守の状況は、コンプライアンス・リスク管理部で確認を行い、コンプライアンス・リスク管理委員会に報告されます。



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびに証券投資信託の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

委託会社の運用する投資信託（親投資信託を除きます。）は平成25年6月末現在、計83本（追加型株式投資信託77本、単位型株式投資信託6本）であり、その純資産総額の合計は427,911百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

		前事業年度 （平成24年３月31日）		当事業年度 （平成25年３月31日）	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
（資産の部）					
流動資産					
１ 現金・預金			1,657,198		2,104,567
２ 前払費用			61,869		70,097
３ 未収委託者報酬			445,492		545,598
４ 未収運用受託報酬			225,939		246,403
５ 未収収益			26		45
６ 繰延税金資産			-		97,142
７ その他			5,123		4,535
流動資産合計			2,395,650		3,068,389
固定資産					
１ 有形固定資産					
（１）建物	* 1		67,779		56,460
（２）器具備品	* 1		24,189		14,422
有形固定資産合計			91,968		70,882
２ 無形固定資産					
（１）電話加入権			4,535		4,535
（２）意匠権			1		-
無形固定資産合計			4,536		4,535
３ 投資その他の資産					
（１）投資有価証券			26,392		39,786
（２）関係会社株式			41,085		41,085
（３）長期差入保証金			193,917		193,917
（４）繰延税金資産			-		22,609
（５）その他			29		29
投資その他の資産合計			261,424		297,428
固定資産合計			357,929		372,847
資産合計			2,753,579		3,441,236

		前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
1 預り金			8,026		13,613
2 未払金					
(1) 未払手数料		193,715		257,132	
(2) その他未払金	* 2	90,111	283,826	85,958	343,090
3 未払費用	* 2		174,396		205,473
4 未払消費税等			51,506		37,990
5 未払法人税等			8,408		53,878
6 賞与引当金			46,161		45,837
7 役員賞与引当金			-		10,800
流動負債合計			572,327		710,684
固定負債					
1 退職給付引当金			36,984		49,692
2 資産除去債務			7,361		7,492
固定負債合計			44,345		57,184
負債合計			616,673		767,869
(純資産の部)					
株主資本					
1 資本金			1,550,000		1,550,000
2 資本剰余金					
(1) 資本準備金			413,280		413,280
資本剰余金合計			413,280		413,280
3 利益剰余金					
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金			174,819		701,589
利益剰余金合計			174,819		701,589
株主資本合計			2,138,099		2,664,870
評価・換算差額等					
1 その他有価証券評価差額金			1,192		8,496
評価・換算差額等合計			1,192		8,496
純資産合計			2,136,906		2,673,366
負債・純資産合計			2,753,579		3,441,236

（２）【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
営業収益					
1 委託者報酬		2,230,173		2,973,305	
2 運用受託報酬		2,102,922	4,333,096	2,136,259	5,109,564
営業費用					
1 支払手数料		1,036,217		1,413,637	
2 広告宣伝費		9,632		11,137	
3 公告費		2,605		200	
4 調査費		1,069,759		1,206,182	
(1) 調査費		514,165		553,301	
(2) 委託調査費	* 1	553,110		650,602	
(3) 図書費		2,483		2,278	
5 営業雑経費		146,308		143,886	
(1) 通信費		21,015		17,371	
(2) 印刷費		117,009		115,900	
(3) 諸会費		8,283	2,264,524	10,614	2,775,044
一般管理費					
1 給料		1,266,858		1,254,518	
(1) 役員報酬	*1,*2	48,673		47,888	
(2) 給料・手当		1,128,546		1,120,265	
(3) 賞与		89,637		86,364	
2 福利厚生費		85,435		92,228	
3 交際費		5,241		5,315	
4 寄付金		100		100	
5 旅費交通費		34,135		34,133	
6 法人事業税		10,345		11,992	
7 租税公課		6,466		6,373	
8 不動産賃借料		232,869		236,560	
9 退職給付費用		30,164		34,499	
10 賞与引当金繰入		46,161		45,837	

		前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額（千円）		金額（千円）	
11 役員賞与引当金繰入	* 2	-		10,800	
12 固定資産減価償却費		39,575		23,523	
13 諸経費	* 1	134,414	1,891,767	133,243	1,889,126
営業利益			176,803		445,394
営業外収益					
1 受取配当金		415		130	
2 受取利息		186		235	
3 有価証券売却益		613		503	
4 為替差益		281		1,637	
5 雑益		817	2,314	1,682	4,188
営業外費用					
1 雑損		2,008	2,008	109	109
経常利益			177,110		449,473
特別損失					
1 固定資産除却損		1	1	-	-
税引前当期純利益			177,109		449,473
法人税、住民税及び事業税			2,290		47,159
法人税等調整額			-		124,457
当期純利益			174,819		526,770

（３）【株主資本等変動計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
株主資本		
資本金		
当期首残高	1,550,000	1,550,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1,550,000	1,550,000
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	504,824	413,280
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	91,544	-
当期変動額合計	91,544	-
当期末残高	413,280	413,280
その他資本剰余金		
当期首残高	840,448	-
当期変動額		
資本準備金からその他資本剰余金への振替	91,544	-
欠損填補	931,993	-
当期変動額合計	840,448	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
当期首残高	1,345,273	413,280
当期変動額		
欠損填補	931,993	-
当期変動額合計	931,993	-
当期末残高	413,280	413,280
利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	931,993	174,819
当期変動額		
欠損填補	931,993	-
当期純利益	174,819	526,770
当期変動額合計	1,106,812	526,770
当期末残高	174,819	701,589

	前事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）
利益剰余金合計		
当期首残高	931,993	174,819
当期変動額		
欠損填補	931,993	-
当期純利益	174,819	526,770
当期変動額合計	1,106,812	526,770
当期末残高	174,819	701,589
株主資本合計		
当期首残高	1,963,280	2,138,099
当期変動額		
当期純利益	174,819	526,770
当期変動額合計	174,819	526,770
当期末残高	2,138,099	2,664,870
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,571	1,192
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）	378	9,689
当期変動額合計	378	9,689
当期末残高	1,192	8,496
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,571	1,192
当期変動額		
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）	378	9,689
当期変動額合計	378	9,689
当期末残高	1,192	8,496
純資産合計		
当期首残高	1,961,708	2,136,906
当期変動額		
当期純利益	174,819	526,770
株主資本以外の項目の事業年度中の変 動額（純額）	378	9,689
当期変動額合計	175,197	536,460
当期末残高	2,136,906	2,673,366

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法より算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	15年
器具備品	3～20年

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における要支給額を計上しております。

退職給付債務の計算に当たっては、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法によっております。

5. 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

* 1．有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
建物	35,372千円	46,691千円
器具備品	57,527	60,361

* 2．関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
その他未払金	10,000千円	- 千円
未払費用	4,336	3,728

（損益計算書関係）

* 1．関係会社との取引に係るものが、次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
委託調査費	77,288千円	66,352千円
役員報酬	6,174	6,241
諸経費	4,504	5,203

* 2．役員報酬の限度額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
取締役 年額	200,000千円以内	200,000千円以内
監査役 年額	50,000	50,000

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日）

1．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	24,085株	- 株	- 株	24,085株

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

１．ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

（１）リース資産の内容

有形固定資産

器具備品であります。

（２）リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「２．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年３月31日以前のものについては、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

（単位：千円）

	前事業年度（平成24年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	14,131	13,324	806
合計	14,131	13,324	806

（単位：千円）

	当事業年度（平成25年３月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	-	-	-
合計	-	-	-

未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前事業年度 （平成24年３月31日）	当事業年度 （平成25年３月31日）
未経過リース料期末 残高相当額		
１年内	886	-
１年超	-	-
合計	886	-

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）	当事業年度 （自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）
支払リース料	4,386	893
減価償却費相当額	3,913	806
支払利息相当額	132	6

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（減損損失について）

リース資産に配分された減損損失はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社では、主として短期的な預金及び一部の有価証券によって運用しており、経営として許容できる範囲内にリスクを制御するよう、適切に資産運用を行っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、主に投資信託を保有しており、今後の基準価額の下落によっては、売却損・評価損計上による利益減少や、評価差額金の減少により純資産が減少するなど、価格変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社では、短期的な預金について、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

価格変動リスクについては、四半期ごとに時価の状況等を把握し、当該状況については資産運用管理規程に従い、経理担当部が取締役会等へ報告し、適切に管理を行っております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含めておりません（注2．参照）。

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,657,198	1,657,198	-
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	10,642	10,642	-
資産計	1,667,840	1,667,840	-

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	2,104,567	2,104,567	-
(2) 投資有価証券			
其他有価証券	24,036	24,036	-
資産計	2,128,604	2,128,604	-

注1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

時価については、公表されている基準価額または取引金融機関等から提示された基準価額によっております。

注2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
非上場株式	15,750	15,750
関係会社株式	41,085	41,085

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(2) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

また、関係会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

注3．金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	1,657,075	-	-	-
(2) 投資有価証券				
其他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	1,076	-	8,651
合計	1,657,075	1,076	-	8,651

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
(1) 預金	2,104,172	-	-	-
(2) 投資有価証券				
其他有価証券のうち 満期があるもの				
株式	-	-	-	-
債券	-	-	-	-
その他	-	-	-	20,972
合計	2,104,172	-	-	20,972

注4．社債、新株予約権付社債及び長期借入金の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．売買目的有価証券

該当事項はありません。

2．満期保有目的の債券

該当事項はありません。

3．子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式 41,085千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

4．其他有価証券で時価のあるもの

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	1,076	1,000	76
	小 計	1,076	1,000	76
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,565	10,835	1,269
	小 計	9,565	10,835	1,269
合計		10,642	11,835	1,192

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	24,036	10,835	13,201
	小 計	24,036	10,835	13,201
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小 計	-	-	-
合計		24,036	10,835	13,201

5．売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	19,564	613	-
合計	19,564	613	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	1,503	503	-
合計	1,503	503	-

（デリバティブ取引関係）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

２．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年３月31日)	当事業年度 (平成25年３月31日)
退職給付債務（千円）	36,984	49,692
退職給付引当金（千円）	36,984	49,692

３．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成23年４月１日 至平成24年３月31日)	当事業年度 (自平成24年４月１日 至平成25年３月31日)
勤務費用等（千円）	30,164	34,499
退職給付費用（千円）	30,164	34,499

４．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

該当事項はありません。

５．当社は、退職給付債務及び退職給付費用の算定方法として簡便法を採用しております。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	313,704千円	163,192千円
ソフトウェア損金算入限度超過額	65,584	85,208
未払費用否認	17,652	19,883
退職給付引当金	13,277	17,721
賞与引当金	17,546	17,422
その他	9,776	10,388
繰延税金資産小計	437,541	313,975
評価性引当額	435,790	187,913
繰延税金資産合計	1,750	125,904
繰延税金負債		
その他有価証券差額金	-	4,705
固定資産除去価額	1,750	1,447
繰延税金負債合計	1,750	6,152
繰延税金資産の純額	-	119,751

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.7%	38.0%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.0	1.4
住民税均等割	1.3	0.5
税務上の繰越欠損金の利用	41.7	37.3
評価性引当額の増減	-	19.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.3	17.2

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1．当該資産除去債務の概要

本社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2．当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.7%～1.8%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3．当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
期首残高	7,233千円	7,361千円
時の経過による調整額	128	130
期末残高	7,361	7,492

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は、投資運用事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	592,950	-
日本興亜損害保険株式会社	483,987	-
NKSJひまわり生命保険株式会社	179,864	-

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えているため、記載を省略しております。

（２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えているため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
株式会社損害保険ジャパン	562,583	-
日本興亜損害保険株式会社	424,906	-
NKSJひまわり生命保険株式会社	198,960	-

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

記載すべき重要な取引はありません。

（２）財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

記載すべき重要な取引はありません。

（３）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （千円）	事業の内容	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	575,888	未収運用受託報酬	1,749
同一の親会社を持つ会社	株式会社日本興亜損害保険	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	483,987	未収運用受託報酬	51,986
同一の親会社を持つ会社	NKSJひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注１）	運用受託報酬の受取り	179,864	未収運用受託報酬	99,060

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

当事業年度（自 平成24年４月１日 至 平成25年３月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 （千円）	事業の内容	議決権等 の所有 （被所有） 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
同一の親会社を持つ会社	株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区	70,000,000	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	546,341	未収運用受託報酬	1,739
同一の親会社を持つ会社	日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区	91,249,175	損害保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任及び助言（注１）	運用受託報酬の受取り	424,906	未収運用受託報酬	40,201
同一の親会社を持つ会社	NKSJひまわり生命保険株式会社	東京都新宿区	17,250,000	生命保険業	-	投資顧問契約に基づく資産運用の一任（注１）	運用受託報酬の受取り	198,960	未収運用受託報酬	107,248

注１．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注１）運用受託報酬の受取りについては、一般的取引条件によっております。

（４）財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等との取引はありません。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

(１) 親会社情報

NKSJホールディングス株式会社（東京証券取引所・大阪証券取引所に上場）

(２) 重要な関連会社の要約財務情報

関連会社はありません。

(１株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
１株当たり純資産額	88,723.53円	110,997.16円
1株当たり当期純利益金額	7,258.42円	21,871.32円

(注) １．潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)
当期純利益（千円）	174,819	526,770
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	174,819	526,770
期中平均株式数（株）	24,085	24,085

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)、(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと、
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと、
- (5) 上記(3)、(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社及び当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称

みずほ信託銀行株式会社（再信託受託会社：資産管理サービス信託銀行株式会社）

資本金の額

247,369百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

資本金の額：50,000百万円（平成25年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約に係る信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

（単位：百万円、平成25年3月末現在）

名 称	資本金の額	事業の内容
池田泉州ＴＴ証券株式会社 1	1,250	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
いちよし証券株式会社	14,577	
宇都宮証券株式会社	301	
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
かざか証券株式会社	1,000	
立花証券株式会社	6,695	
東海東京証券株式会社	6,000	
西村証券株式会社	500	
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	
ワイエム証券株式会社	1,270	

1 平成25年9月2日現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社として、信託財産の保管・管理業務などを行い、収益分配金、一部解約金及び償還金の交付等を行います。

(2) 販売会社

販売会社として、受益権の募集の取扱い、収益分配金等の支払い等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において、ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は、下記のとおり提出しております。

平成24年12月10日	臨時報告書
平成25年3月4日	有価証券報告書 有価証券届出書の訂正届出書
平成25年3月11日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成25年8月7日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 英 公 一 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている人民元建て債券ファンドの平成24年12月6日から平成25年6月5日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、人民元建て債券ファンドの平成25年6月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成 2 5 年 6 月 5 日

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 村 真 敏 印
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 羽 柴 則 央 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 1 9 3 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成 2 4 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日までの第 2 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社の平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。